

2025年12月19日

最終保障供給約款の変更について

静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 松本尚武）は、このたび「最終保障供給約款※」の変更について、関東経済産業局に届け出ましたのでお知らせします。

※最終保障供給約款とは、一般ガス導管事業者が、ガス事業法に基づき、どのガス小売事業者とも契約が結べなかつたお客さまに対しガス供給を保障し途絶えさせないためのセーフティーネットとして、料金や供給条件を定めて経済産業大臣に届け出たものです。

1. 届出の主な内容

最終保障供給約款の料金表を変更し、基準単位料金を0.08～0.09円引き下げます。

2. 実施日

- ・2026年1月1日

3. 約款の掲示

変更後の約款は、当社の窓口及びホームページに掲示いたします。

<https://www.shizuokagas.co.jp/gas/rate/menu/agreement/index.html>

以上